

平成 2 1 年度 一級河川指定等説明資料

平成 2 1 年 4 月

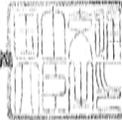
一級河川指定等関係公文書（写）



国河政第87号
平成21年2月5日

社会資本整備審議会会長
張 富士夫 殿

国土交通大臣
金子 一 義



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）
第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更若しくは
廃止を行いたいので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の
意見を求める。



国社整審第31号
平成21年2月26日

河川分科会
分科会長 虫明 功臣 殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

平成21年2月5日付国河政第87号により、当審議会の意見を求められた
「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」については、社会資本整
備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手續は、第一項の規定による河川の指定の手續に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 現在の一級河川指定の状況

水 系 数	1 0 9 水系
河 川 数	1 4 , 0 4 4 河川
河川延長	8 7 , 9 4 9 . 5 km

2 今回の一級河川指定等(案)

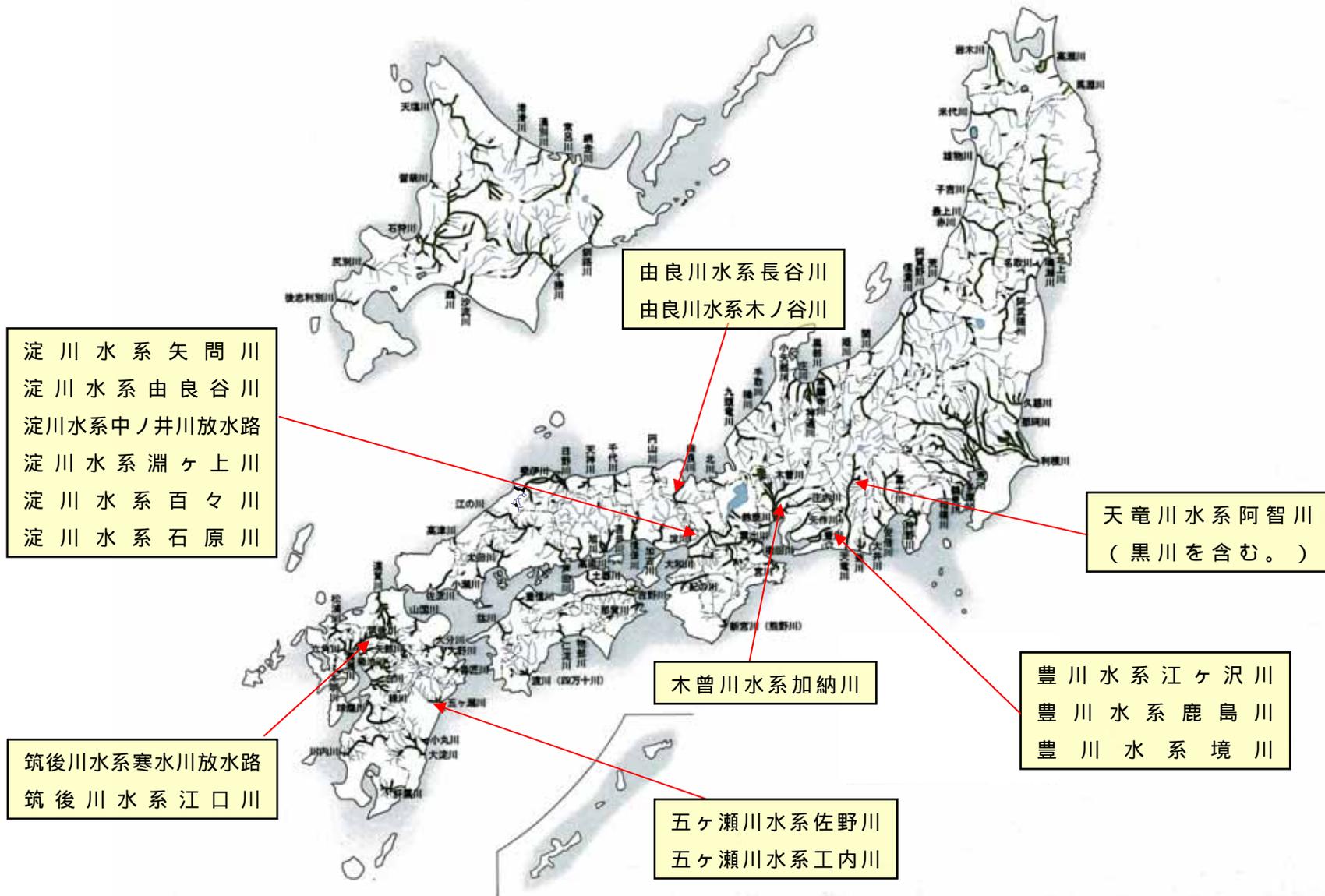
(1) 新規指定	1 1 河川	1 4 . 4 km
(2) 変更減	2 河川	1 . 9 km
(3) 廃止	3 河川	4 . 4 km
(4) 名称変更	1 河川	

合計	1 7 河川	8 . 1 km
----	--------	----------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水 系 数	<u>1 0 9</u> 水系
河 川 数	<u>1 4 , 0 5 2</u> 河川
河川延長	<u>8 7 , 9 5 7 . 6</u> km

一級河川指定等(案)の全国位置図



一級河川指定等(案)一覧表(その1)

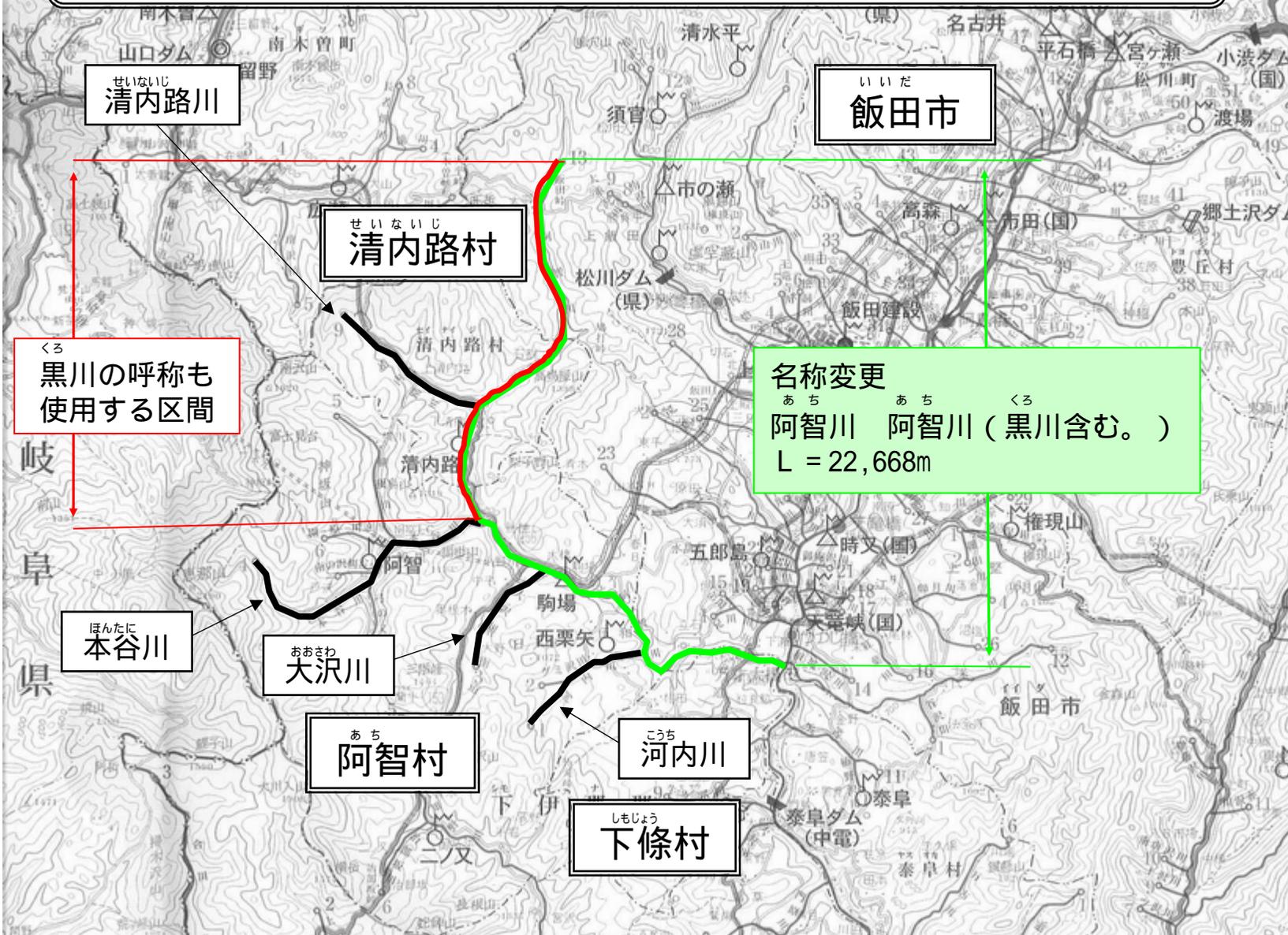
水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			指定等の理由	資料 ページ	
				新規	変更				廃止
					増	減			
テシリユウ 天竜川	アチ 阿智川(黒川を含む。)	長野県 (飯田市・清内路村 ・阿智村・下條村)	名称変更				アチ 阿智川のうちホンタニ 合流点から上流の区間 については、古くから地域住民が愛着を持っ て使っている「黒川」の呼称も使用すること とし、当該区間を含む阿智川について名称を 変更。	P7～P9	
トヨ 豊川	エガサワ 江ヶ沢川	愛知県 (設楽町)	新規指定	1.1			シガラ 設楽ダムについては、昭和53年度から実施 計画調査に着手しているところであり、平成 20年度にダム基本計画を策定したことから影 響区間を一級河川として指定。	P10～P12	
	カシマ 鹿島川	愛知県 (設楽町)	新規指定	0.6					
	サカイ 境川	愛知県 (設楽町)	新規指定	7.0					
キノ 木曾川	カノウ 加納川	岐阜県 (大垣市)	新規指定	1.4			平成21年度から広域河川改修事業により調 節池を設置し、調節池から水門川まで一貫し た河川管理を行うことから一級河川として指 定。	P13～P15	
ユラ 由良川	ナガタニ 長谷川	京都府 (京丹波町)	新規指定	0.4			ハタガワ 畑川ダムを含む河川整備計画を平成19年度 に策定したことから、影響区間を一級河川と して指定。	P16	
	ユノタニ 木ノ谷川	京都府 (京丹波町)	新規指定	0.5					
ミド 淀川	ヤトウ 矢間川	兵庫県 (川西市)	新規指定	0.3			総合治水特定河川改修事業により、猪名川 の水位の影響を受ける矢間川について平成21 年度から築堤事業等を実施するため、影響区 間を一級河川として指定。	P17	

一級河川指定等(案)一覧表(その2)

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			指定等の理由	備考	
				新規	変更				廃止
					増	減			
淀川	由良谷川 <small>ユラタニ</small>	滋賀県 (湖南市)	区間縮小			(1.9) 0.8	広域河川改修事業等による由良谷川の切替工事が平成20年度に完成したことから下流端を変更。	P18	
淀川	中ノ井川放水路 <small>ナカノイ</small>	滋賀県 (栗東市)	新規指定	1.8			広域河川改修事業等による放水路工事が平成20年度に完成したことから、中ノ井放水路を一級河川として指定。併せて放水路工事完成に伴い淵ヶ上川、百々川及び石原川の指定を廃止。	P19～P21	
	淵ヶ上川 <small>フチガガミ</small>	滋賀県 (栗東市)	廃止			1.5			
	百々川 <small>ドド</small>	滋賀県 (栗東市)	廃止			1.7			
	石原川 <small>イシハラ</small>	滋賀県 (栗東市)	廃止			1.2			
筑後川 <small>チクゴ</small>	寒水川放水路 <small>シヨウスイ</small>	佐賀県 (みやき町)	新規指定	0.6			広域河川改修事業による放水路工事が平成20年度に完成することから寒水川放水路を一級河川として指定。併せて放水路工事完成に伴い江口川の上流端を変更。	P22	
	江口川 <small>エグチ</small>	佐賀県 (みやき町)	区間縮小			(0.3) 1.1			
五ヶ瀬川 <small>ゴカセ</small>	佐野川 <small>サノ</small>	宮崎県 (延岡市)	新規指定	0.6			広域河川改修事業により、祝子川の水位の影響を受ける佐野川及び工内川について平成21年度から築堤事業等を実施するため、影響区間を一級河川として指定。	P23	
	工内川 <small>クウチ</small>	宮崎県 (延岡市)	新規指定	0.1					

(注) ()書は、今回の指定の変更後の延長(km)である。

てんりゅう あち くら
[代表事例] 天竜川水系 (阿智川 (黒川を含む。)) 位置図



てんりゅう あち くろ
〔代表事例〕天竜川水系（阿智川（黒川を含む。）） 概況

阿智川(上流部)



阿智川(中流部)



阿智川(中流部)



阿智川(合流部)

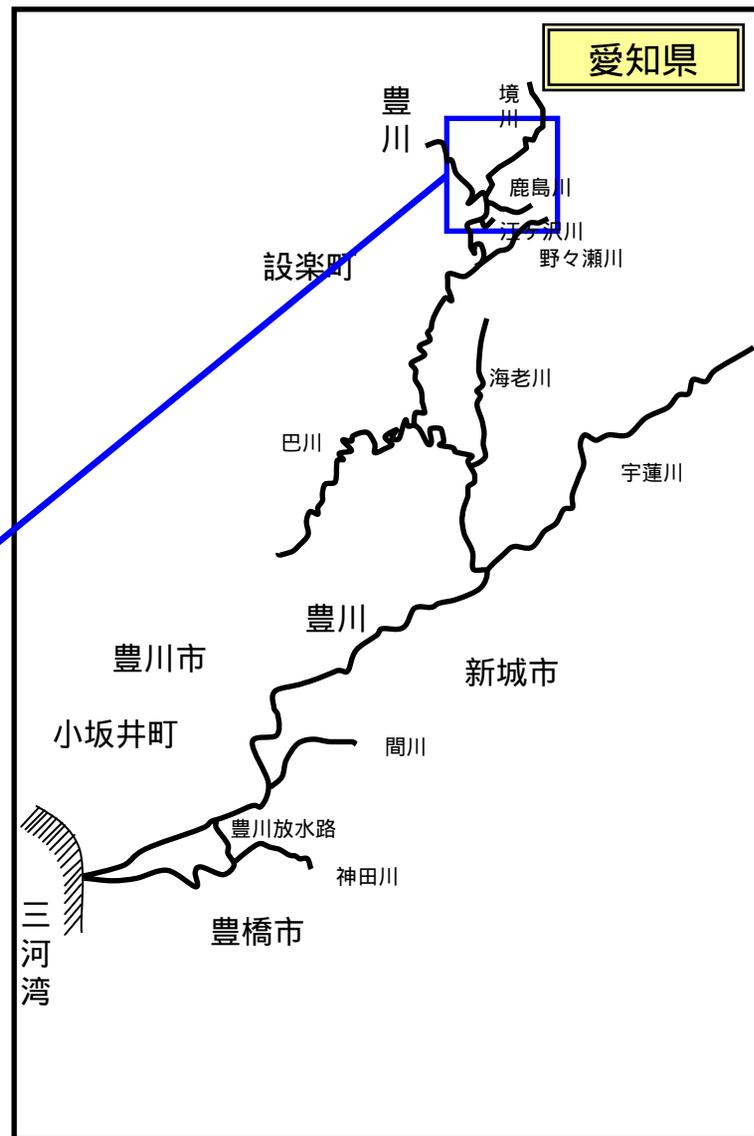
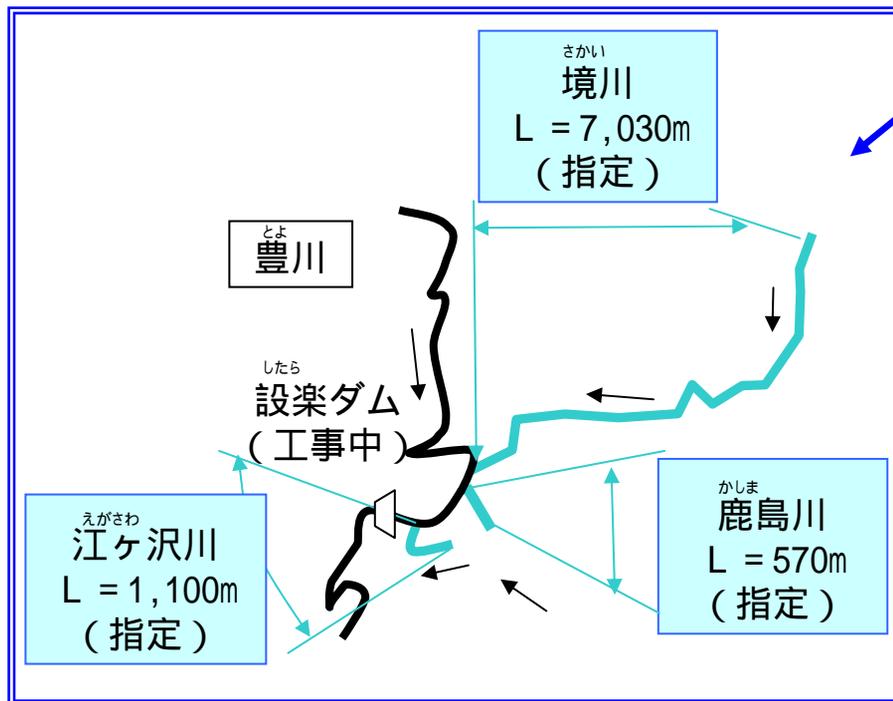


とよ えがさわ かしま さかい

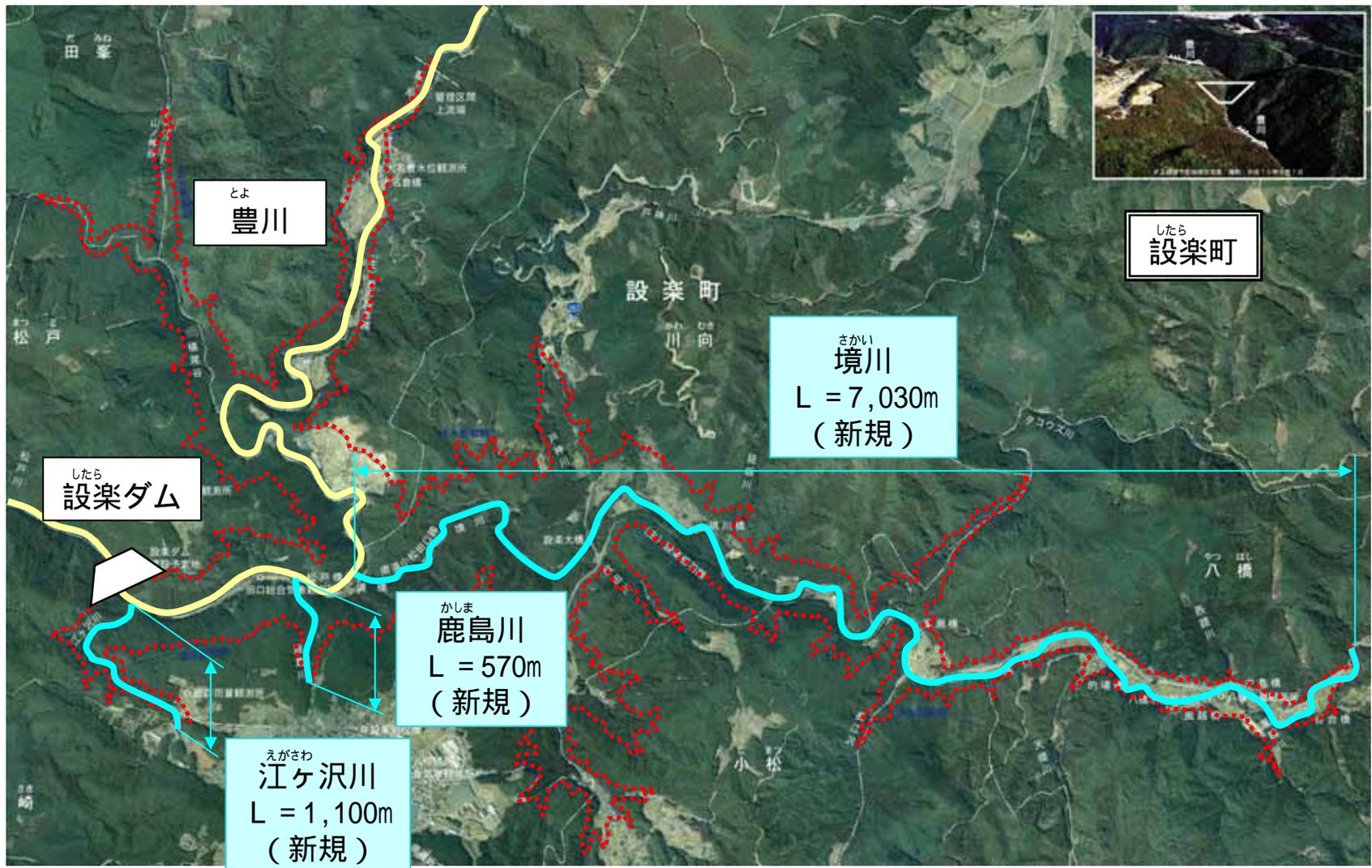
〔代表事例〕豊川水系略図（江ヶ沢川・鹿島川・境川）

河川指定等の概要

設楽ダムについては、昭和53年度から実施計画調査に着手しているところであり、平成20年度にダム基本計画を策定し、ダム事業の詳細が決定したことに伴い、設楽ダムの影響区間にあたる江ヶ沢川、鹿島川及び境川を一級河川に指定するものである。

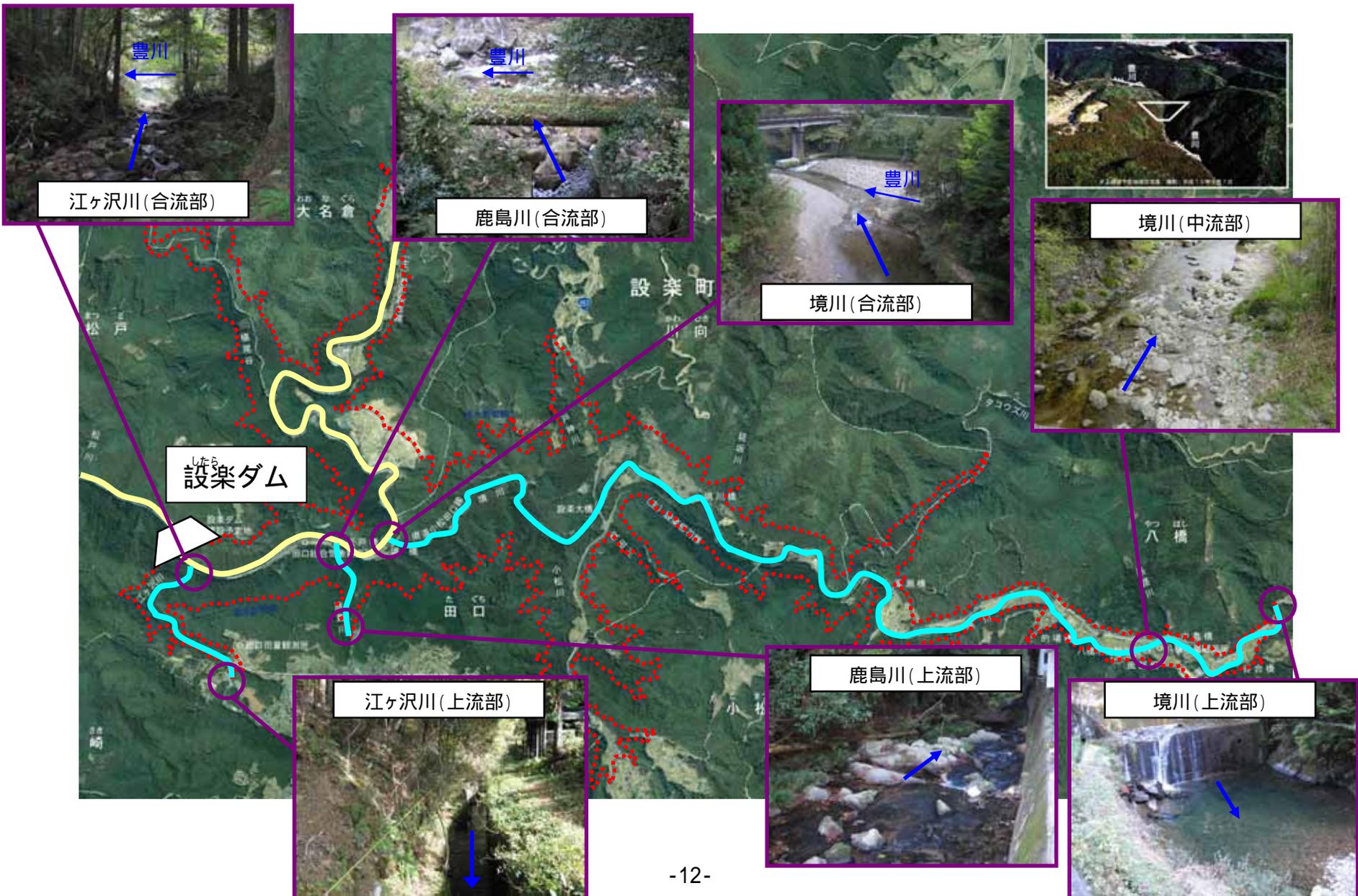


とよ えがさわ かしま さかい
[代表事例] 豊川水系江ヶ沢川・鹿島川・境川位置図



とよ えが さわ か し ま さかい

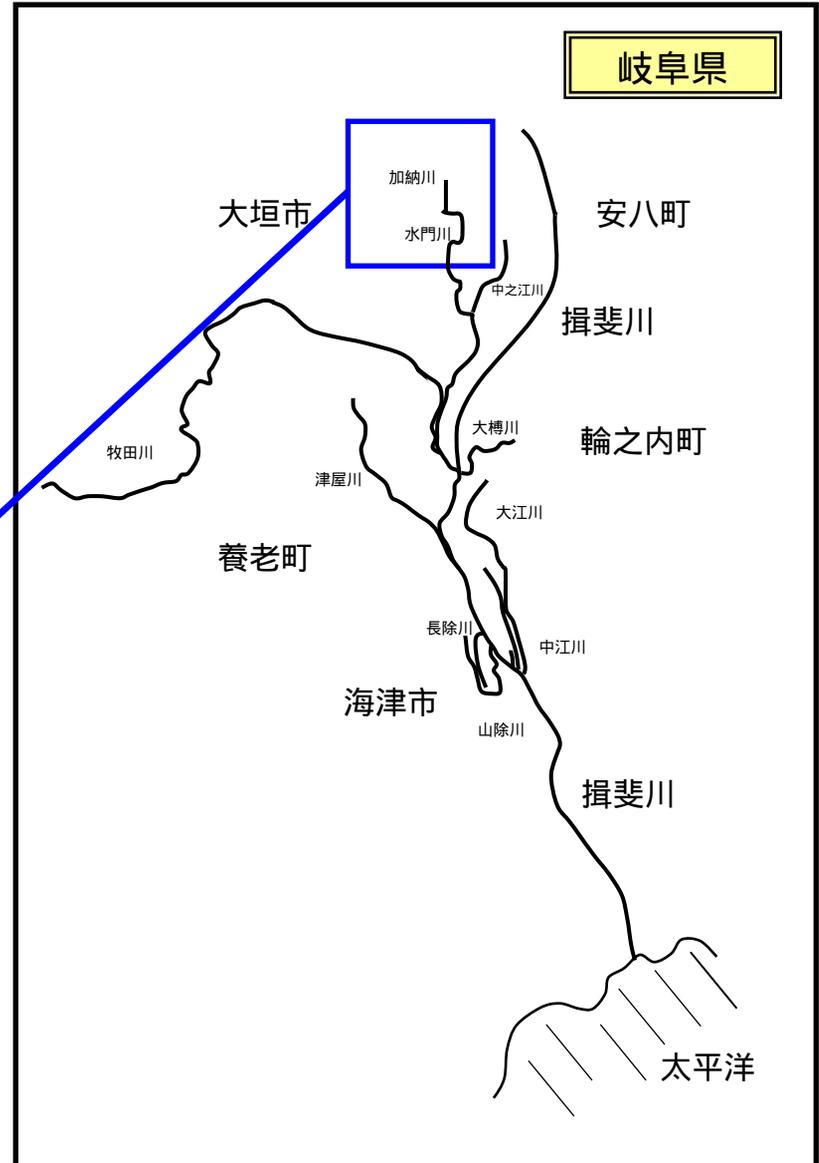
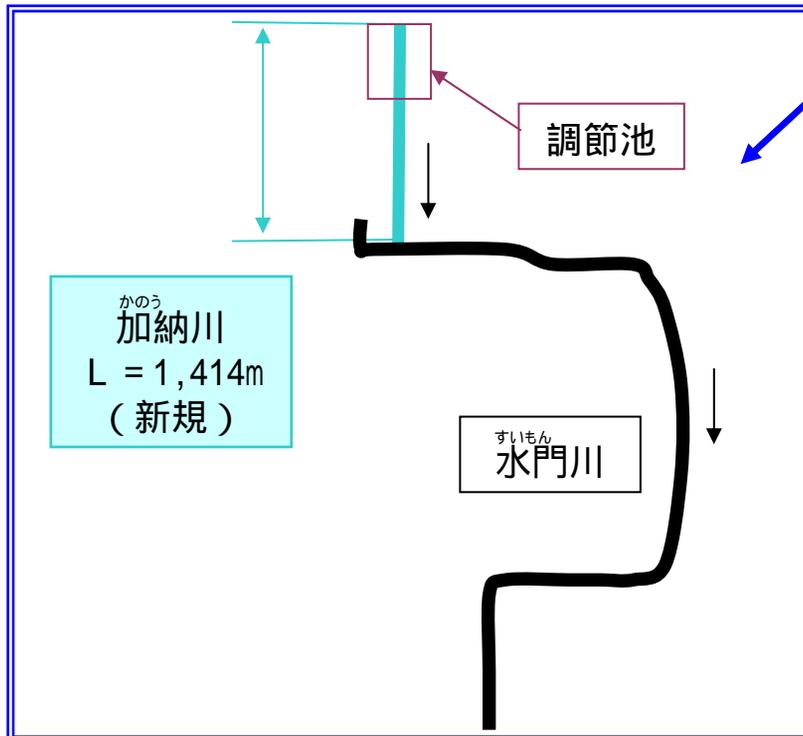
[代表事例] 豊川水系江ヶ沢川・鹿島川・境川位置図



き そ か の う
 [代表事例] 木曾川水系略図 (加納川)

河川指定等の概要

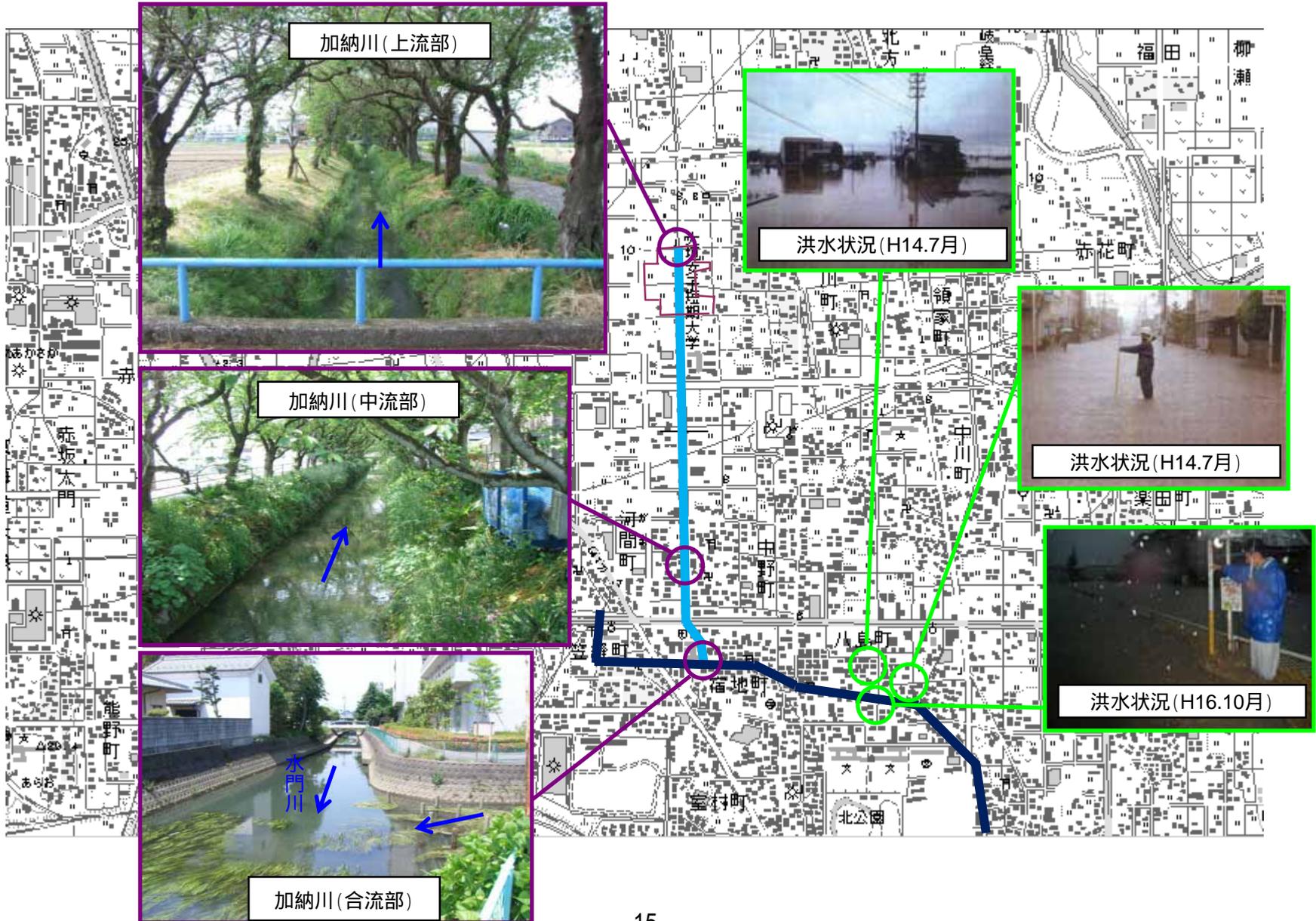
木曾川水系水門川の流域の浸水被害軽減を目的に、平成21年度から広域河川改修事業に着手し、調節池を設置することに伴い、調節池から水門川まで一貫した河川管理を行うことから加納川を一級河川に指定するものである。



き そ か の う
〔代表事例〕木曾川水系加納川位置図



きそかのう
[代表事例] 木曾川水系加納川 概況

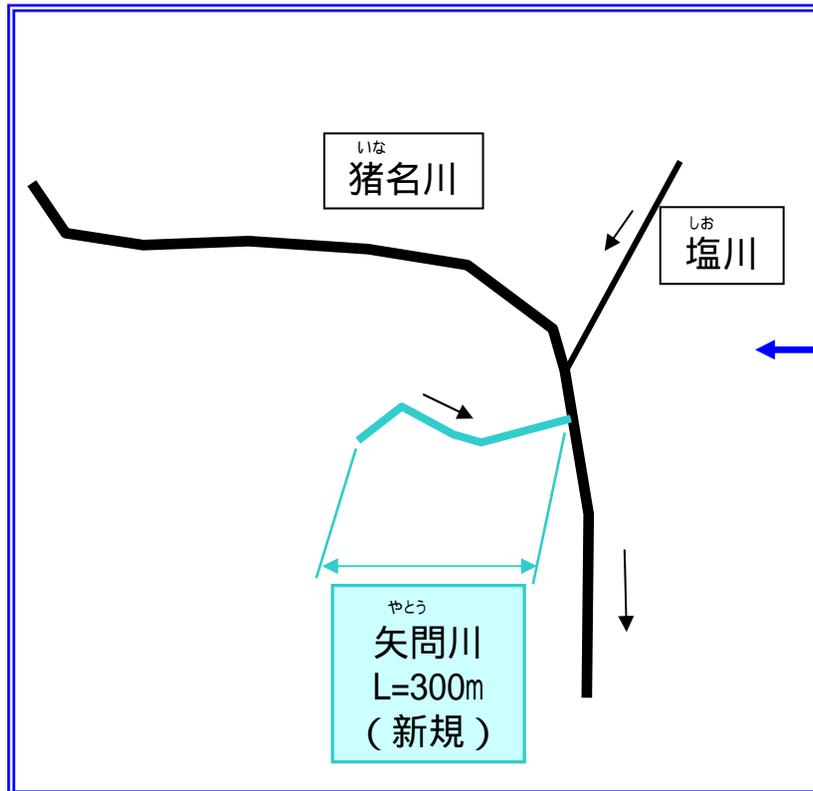


よど やとう
淀川水系略図（矢問川）

河川指定等の概要

淀川水系猪名川においては、総合治水特定河川改修事業により、改修工事を鋭意実施し、浸水被害の軽減を図っているところであり、矢問川合流部より下流が概成する。

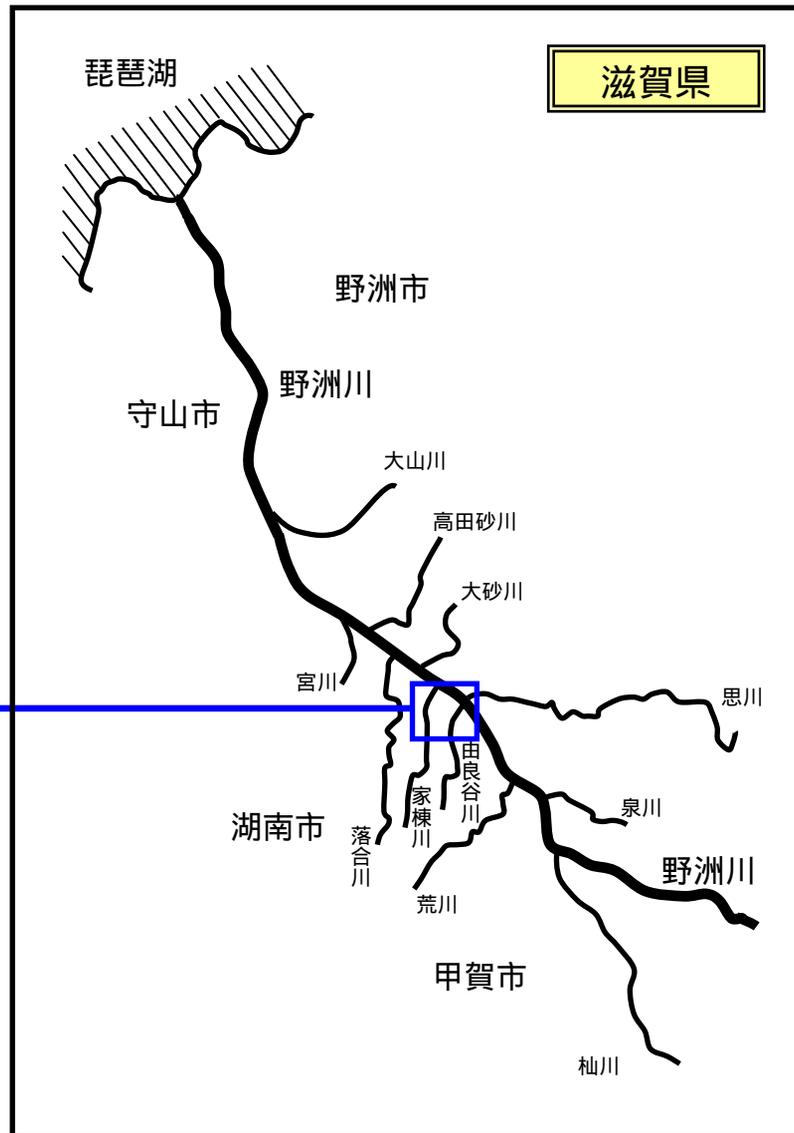
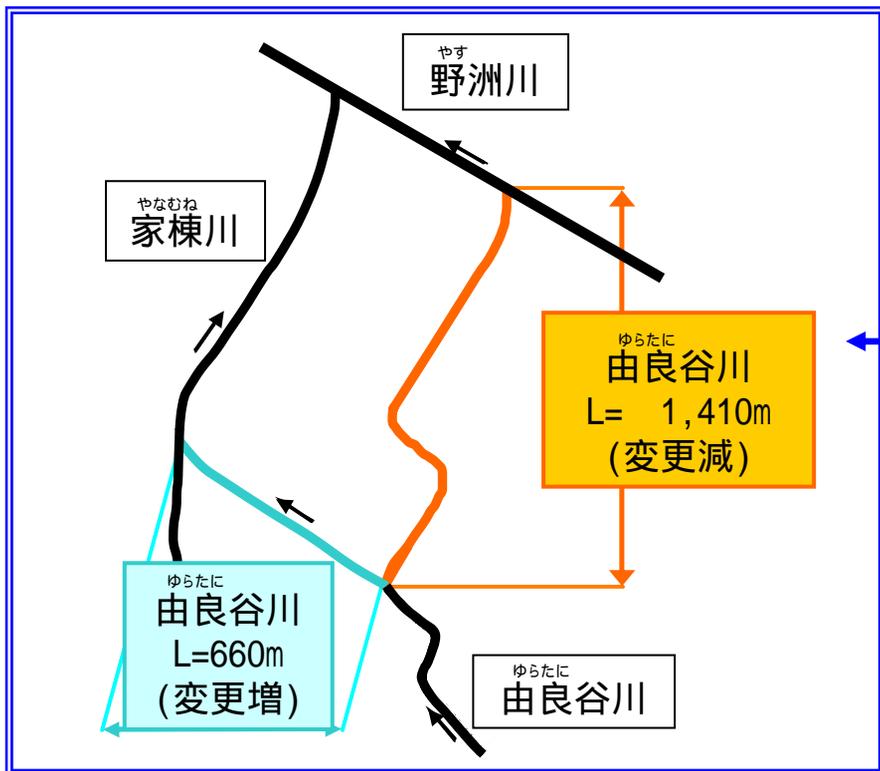
矢問川合流部から上流の改修に着手するにあたり、猪名川の水位の影響を受ける矢問川について、平成21年度から築堤工事等を実施するため、影響区間を一級河川に指定するものである。



よど ゆらたに
淀川水系略図（由良谷川）

河川指定等の概要

由良谷川においては、広域河川改修事業等により、由良谷川の合流地点を野洲川から家棟川に切り替える改修工事が平成20年度に完成したことから、下流端の位置を変更するものである。



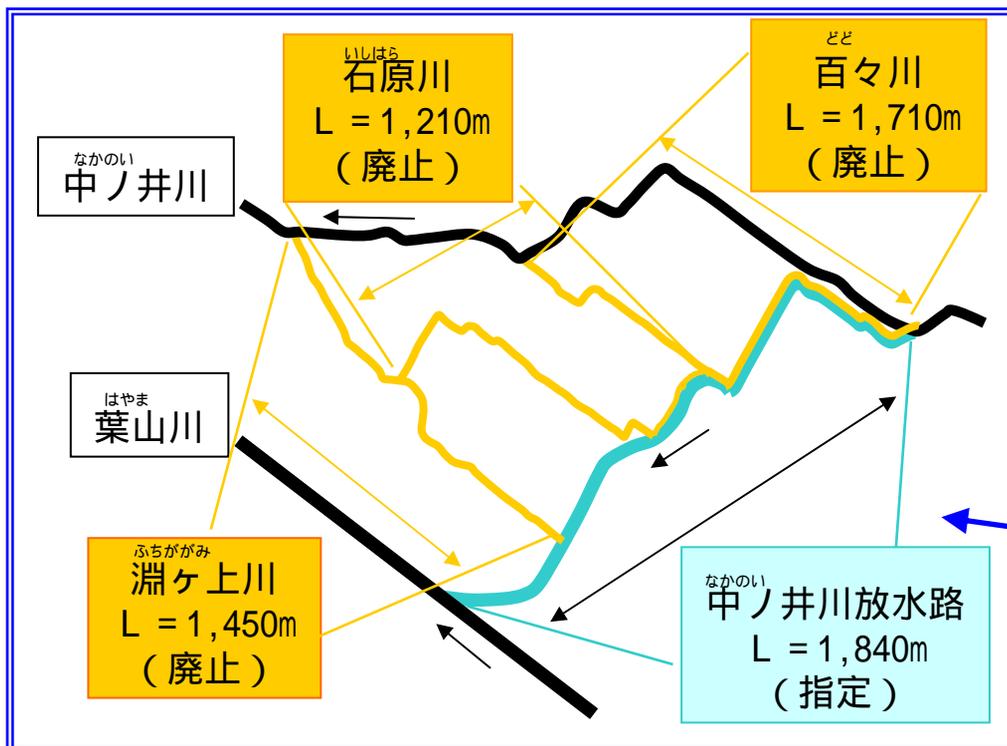
よど なかのい ふちががみ どど いしはら

[代表事例] 淀川水系略図 (中ノ井川放水路・淵ヶ上川・百々川・石原川)

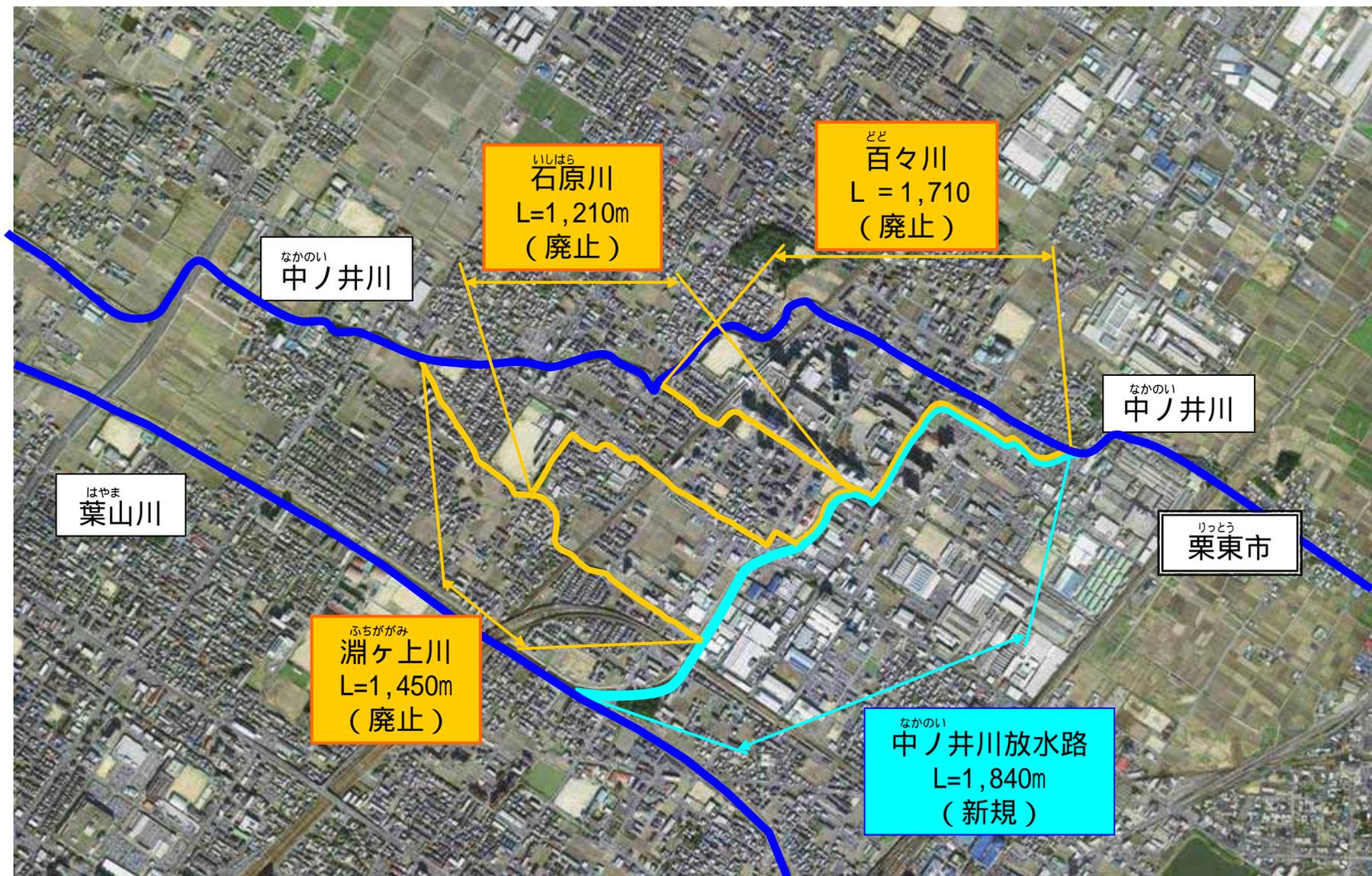
河川指定等の概要

中ノ井川等においては、広域河川改修事業等により、放水路開削等の改修工事を鋭意実施し、浸水被害の軽減を図っているところである。

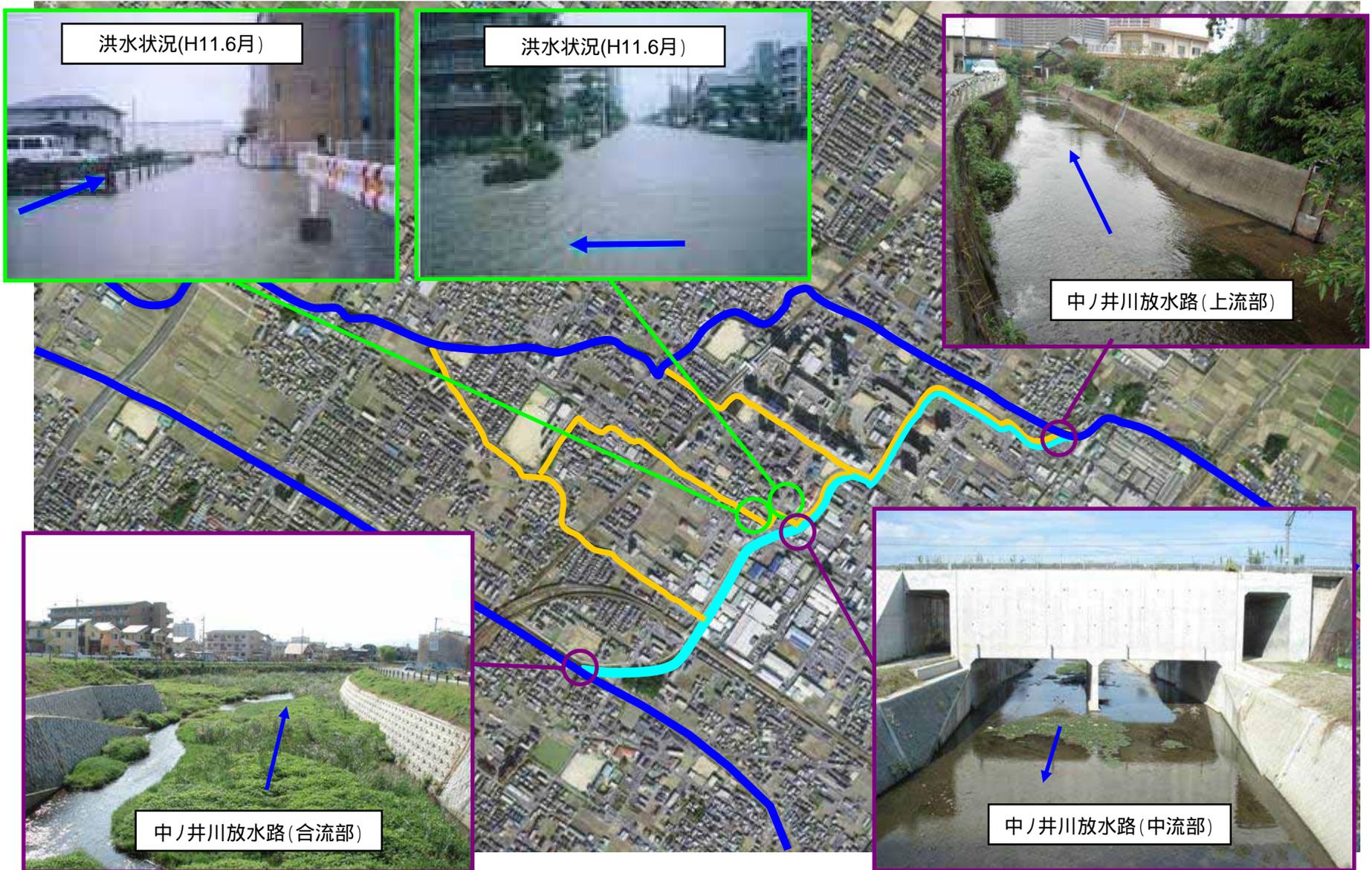
平成20年度に放水路が完成したことから、中ノ井放水路を一級河川に指定をするものである。また、中ノ井放水路の完成に伴い、放水路下流域の淵ヶ上川、百々川及び石原川の洪水が中ノ井放水路を經由して葉山川へ流下することとなるため、淵ヶ上川、百々川及び石原川の一級河川指定を廃止するものである。



よど なかのい ふちががみ どど いしはら
[代表事例] 淀川水系中ノ井川放水路・淵ヶ上川・百々川・石原川位置図



よど なか の い ふち が がみ ど ど いし はら
[代表事例] 淀川水系中ノ井川放水路・淵ヶ上川・百々川・石原川 概況

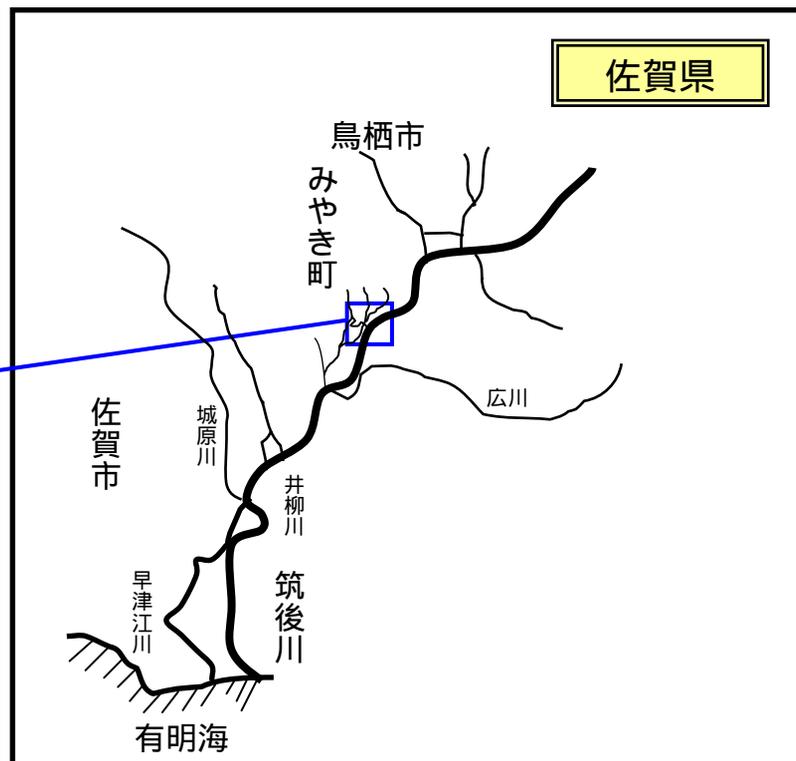
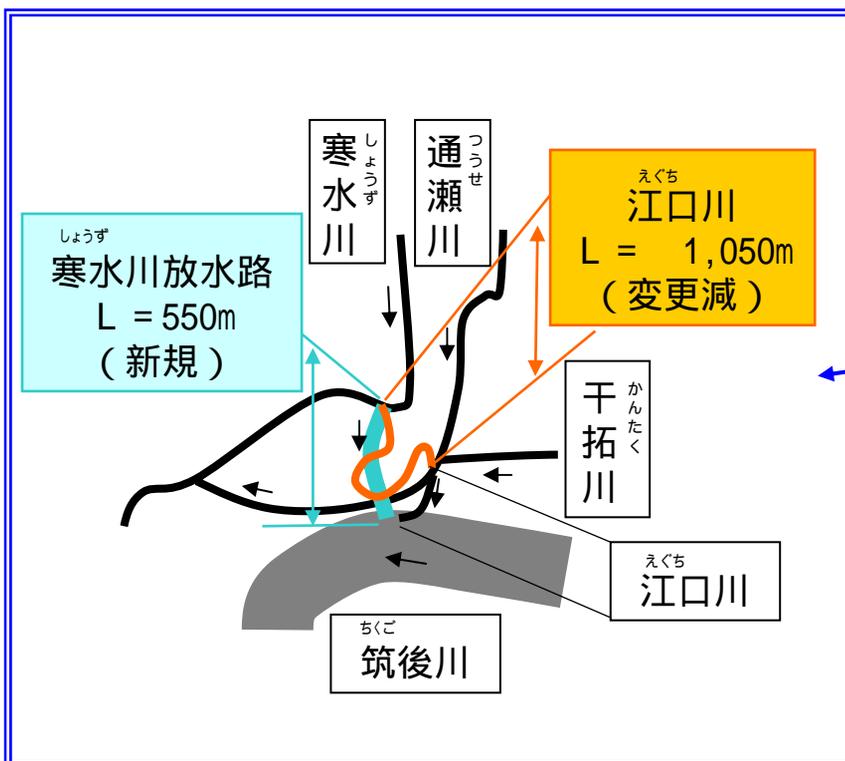


ちくご しょうず えぐち
筑後川水系略図（寒水川放水路・江口川）

河川指定等の概要

寒水川等においては、広域河川改修事業等により、放水路開削等の改修工事を鋭意実施し、浸水被害の軽減を図っているところである。

平成20年度に放水路が完成したことから、寒水川放水路を一級河川に指定するものである。また、寒水川放水路の完成に伴い江口川について、上流端の位置を変更するものである。



一級河川指定等告示（案）（その1）

○国土交通省告示第百六十七号（昭和四十九年法律第六十七号）の第四條第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川（昭和三十九年四月一日施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一條の三の規定に基づき、公示する。）の指定を変更し、若しくは廃止するので、同條第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和三十九年四月一日施行規則）の第一條の三の規定に基づき、公示する。

表一 天竜川水系

変更		区分	名称	上流端	下流端
新	旧				
阿智川（黒川を含む）	阿智川			飯田市大字上飯田八千百十六番の一 địa先	飯田市大字上飯田八千百十六番の一 địa先
				飯田市大字上飯田八千百十六番の一 địa先	天竜川への合流点
				飯田市大字上飯田八千百十六番の一 địa先	天竜川への合流点

表二 豊川水系

指定	指定	指定	区分	名称	上流端	下流端
愛知県北設楽郡設楽町清崎字下ノ沢十番一 địa先	愛知県北設楽郡設楽町田口字西貝津一 địa先	愛知県北設楽郡設楽町八橋字西知生一 địa先				
豊川への合流点	豊川への合流点	豊川への合流点				

表三 木曾川水系

指定	区分	名称	上流端	下流端
大垣市西之川町一丁目四十一番三地先		水門川への合流点		

表四 由良川水系

指定	指定	区分	名称	上流端	下流端
京都府船井郡丹波町下山長谷三十番二地先	京都府船井郡京丹波町下山木ノ谷十番十五地先				
畑川への合流点	畑川への合流点				

表五 淀川水系

変更	指定	区分	名称	上流端	下流端
由良谷川	由良谷川			川西市矢間三丁目百六十四番二地先の観音橋下流端	猪名川への合流点
湖南市夏見字龍王山二千九百九番五地先の上流端を示す標柱	滋賀県甲賀郡甲西町大字夏見字八田ケ谷二千五百番地先			川西市矢間三丁目百六十四番二地先の観音橋下流端	野洲川への合流点
				川西市矢間三丁目百六十四番二地先の観音橋下流端	家棟川への合流点

一級河川指定等告示（案）（その2）

指 定	変 更		区 分
	新	旧	
指 定	工 内 川	佐 野 川	名 称
指 定	右岸 同市同町二千三百二十四番一地先	左岸 延岡市佐野町二千三百二十六番三地先	上 流 端
指 定	右岸 同市同町二千九十六番一地先	左岸 延岡市佐野町二千九十六番一地先	区 間
指 定	右岸 同市同町二千三百二十四番一地先	左岸 延岡市佐野町二千三百二十六番三地先	下 流 端

表六 筑後川水系

指 定	変 更		区 分
	新	旧	
指 定	寒水川放水路	江口川	名 称
指 定	寒水川からの分派点	通瀬川からの分派点	上 流 端
指 定	寒水川からの分派点	通瀬川からの分派点	区 間
指 定	寒水川からの分派点	通瀬川からの分派点	下 流 端

表七 五ヶ瀬川水系

指 定	変 更		区 分
	新	旧	
指 定	工 内 川	佐 野 川	名 称
指 定	右岸 同市同町二千三百二十四番一地先	左岸 延岡市佐野町二千三百二十六番三地先	上 流 端
指 定	右岸 同市同町二千九十六番一地先	左岸 延岡市佐野町二千九十六番一地先	区 間
指 定	右岸 同市同町二千三百二十四番一地先	左岸 延岡市佐野町二千三百二十六番三地先	下 流 端

備考
 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) のであつて、「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すも
 (三) 更なることを示す。及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変
 二 これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のもの
 である。